~計量器(はかり)の定期検査を実施します~

下記の日時に計量法の規定に基づく計量器の定期検査を実施します。

実施日	実施場所	実施時間
6月3日(月)	北部公民館	いずれの会場でも、10:30~15:00 (ただし、12:00~13:00は除く)
6月4日(火)	初石公民館	
6月5日(水)	東部公民館	
6月6日(木)	南流山センター	
6月7日(金)	市役所	

この検査は2年に1回実施することが定められていて、<u>商店、工場、病院、学校等で計量器(はかり)を取引又は証明に使用している方は、必ず受検しなければいけないことになっています。</u>なお、受検しない場合は、計量法違反として罰則が適用されることがありますので注意してください。

●注意事項●





- (2)特定計量器定期検査申請書
- (3)検査手数料(1台につき、500円から3600円) このほか、分銅やおもりにも別途手数料がかかります。

- 2 検定証印又は基準適合証印の附していないはかりは、取引や証明に使用することができません。
- 3 検定証印・基準適合証印に表示された年月が翌月1日から起算して定期検査実施期日において 1年を経過していない特定計量器、皮革面積計は6月を経過していない特定計量器は受検免除 されます。
- 4 汚れのひどいはかりは感度不良の原因になりますので、十分に清掃してから持参してください。

